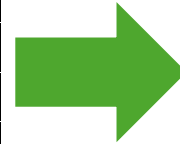


車いす貸出事業 維持管理協力費の一部変更について

令和8年4月1日より維持管理協力費を一部変更いたします。
安全な車いすをお貸出しするため、ご理解ご協力をお願いいたします。

| 貸出種別 | 貸出期間 | 維持管理協力費 |
|------|----------------|-------------|
| 短期貸出 | 貸出日より7日以内 | 無料 |
| 一般貸出 | 貸出日より3か月以内 | 1,000円 |
| 延長貸出 | 一般貸出後、さらに3か月以内 | <u>500円</u> |



| 維持管理協力費 |
|---------------|
| 無料 |
| 1,000円 |
| <u>1,000円</u> |

※本会の車いす貸出可能期間は、最長6カ月までです。

※令和8年3月31日までにお借りになった方については、今まで同様の維持管理協力費をお支払いください。

【問い合わせ】

(社福)港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係
(みなとボランティアセンター)

港区六本木 5-16-45 麻布地区総合支所 2F

TEL:6230-0284 FAX:6230-0285